

認定支援機関(税理士・公認会計士・中小企業診断士等)による

経営改善計画策定と フォローアップの費用を補助!!

費用の2/3(上限200万円^(注))は、当センターが負担します。

(注)詳細は、岐阜県経営改善支援センターにお問い合わせください。

支援事業の概要

本事業は、中小企業・小規模事業者のみなさまが、一定の要件の下で、国の認定を受けた専門家（認定支援機関：税理士・公認会計士・中小企業診断士・弁護士等）の支援を受けて「経営改善計画」を策定する場合、計画策定及びフォローアップに要した**費用の2/3を当センターが補助**するもので、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進する国の施策に基づく事業です。

支援対象事業者

本事業の対象となるのは、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えているものの、自分では作成することが難しい「経営改善計画」を、認定支援機関の支援を受けて策定することにより、**金融機関からの支援（条件変更等）**が見込める中小企業・小規模事業者のみなさまです。

支援のスキーム

※本事業を利用するにあたっては、全てのお取引金融機関の同意が必要となります。

岐阜県経営改善支援センター

利用申請・支払申請
(事業者・認定支援機関
の連名で申請)

費用の2/3を補助

費用の1/3を負担

金融機関

合意形成
協議

金融支援

中小企業・
小規模事業者

認定支援機関
(税理士・弁護士等)

経営改善計画の策定
フォローアップ(3年間)

問い
合わせ

岐阜県経営改善支援センター

〒500-8727 岐阜市神田町2丁目2番地 岐阜商工会議所ビル3階

TEL. 058-214-4171 FAX. 058-214-4172